

監査等委員会による実効的な監査体制と実務上のポイント

～ガバナンス向上のための「意見陳述権行使」「任意の委員会」「業務執行の決定の委任」の実務と留意点～

●日時● 2018年2月5日(月) 13:00～17:00
●会場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

◆開催にあたって

新たなガバナンス形態としての監査等委員会設置会社に既に移行、又は移行予定を公表した上場会社が800社を超える一方で、移行に反対する機関投資家が登場するなど、単なる形式的な移行では、株主からの賛同が得られない状況も出てきています。

本講座では、監査等委員会による実効的な監査体制のあり方を明らかにし、2017年株主総会の動向も踏まえ、「取締役に対するモニタリングの強化のために監査等委員会が有する監督権限」や「任意の指名・報酬諮問委員会の設置」、「業務執行の意思決定の迅速化のための規律」に関する実務と留意点を解説し、「自社のガバナンスを向上させるためのポイント」を検証します。

■プログラム

I. 監査等委員会の構成をめぐる動向

- ・監査等委員である(社外)取締役の平均的な人数は? / 監査等委員長は社内取締役と社外取締役のいずれか?
- ・常勤の監査等委員を選定しているか? / 監査等委員会スタッフを置いているか?

II. 監査等委員会による実効的な監査体制のあり方

- (1) 内部統制システムを利用した監査とは
 - ・監査役による監査=実査と同じ手法をとることは可能か?
- (2) 内部監査部門との関係をどのように構築すべきか
 - ・内部監査部門は、社長直轄型と監査等委員会直轄型のいずれか?
- (3) 期末監査において留意すべき点とは

III. 監査等委員会による「意見陳述権行使」の実務と留意点【2017年定時株主総会も踏まえて】

- (1) 監査等委員会が意見を決定するまでにどのようなプロセスを経るべきか
- (2) 株主総会参考書類に監査等委員会の意見をどのように記載すべきか(意見の開示状況と開示例の紹介)
- (3) 定時株主総会において実際に意見を述べる場合に留意すべき点とは
 - ・どのタイミングで述べるか?

IV. 監査等委員会設置会社における任意の指名・報酬諮問委員会の設置

- (1) 監査等委員会設置会社において、任意の委員会は必要か
- (2) 監査等委員会と任意の委員会は、どのように連携すべきか

V. 取締役会による「重要な業務執行の決定の取締役への委任」の実務と留意点

- (1) どのような業務執行事項の決定を委任することが考えられるか
- (2) 実際に委任する場合の留意点
 - ・取締役会への報告事項の充実化の必要性

■講師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 塚本 英巨 氏

【略歴】2003年3月東京大学法学部卒業、2004年10月弁護士登録、2010年11月～2013年12月法務省民事局出向(平成26年改正会社法の企画・立案を担当)、2013年1月パートナー就任、2014年4月～2017年3月東京大学法学部非常勤講師。M&A、企業間紛争についてのアドバイスや訴訟代理、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対策・コーポレートガバナンスをはじめとする会社法関連業務を数多く行っている。著書「監査等委員会導入の実務」(商事法務)、「コーポレートガバナンス・コードのすべて」(商事法務、共同執筆)ほか、M&Aや改正会社法に関する論文、セミナーも多数。

●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	36,720円	本体価格 34,000円

- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- キャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 催行人数に満たない場合、中止となる場合もあります。
- 申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会 担当: 上島

E-mail kamijima@bri.or.jp
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町M・SQUARE2F
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会セミナー

検索

*ホームページ(https://www.bri.or.jp)よりお申込みください。

171895-0302(※)		2018.02.05	
申込書 監査等委員会による実効的な監査体制と実務上のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		Eメール	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。